三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し、又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	A		
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	A		
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	A		
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品	A		
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	A		
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	A		
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	A		
第四〇類	ゴム及びその製品	A		
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革			
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないかを問わない。）	A	B 10	一二%
四一〇一・二〇	全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）			
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめし過程を含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程（前なめし過程を含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの	A	B 10	一二%
	その他のもの			
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）			
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめし過程を含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程（前なめし過程を含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの	A	B 10	一二%
	その他のもの			
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）			
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめし過程を含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程（前なめし過程を含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの	A	B 10	一二%
	その他のもの			
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A		
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）			
四一〇三・二〇	爬虫類のもの			
四一〇三・三〇	豚のもの			
	なめし過程にないもの	A	B 10	六%
	その他のもの			
四一〇三・九〇	その他のもの			
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A	B 10	六%
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット	A	B 10	一二%
四一〇四・一一	クロムなめしのもの			
	その他のもの			

四一〇四・一九	その他のもの			
	クロムなめしのもの			
	その他のもの			
四一〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの			
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット			
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの	A	B 10	一二%
	クロムなめしのもの			
	その他のもの			
	染着色したもの			
	その他のもの			
四一〇四・四九	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの			
	クロムなめしのもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）			
	その他のもの			
	その他のもの			
	染着色したもの			
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
四一〇五・一〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A		
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの			
	その他のもの			
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
四一〇六・一一	やぎのもの			
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A		
四一〇六・一二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの			
	その他のもの			
四一〇六・三一	豚のもの			
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A		
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの			
	その他のもの			
四一〇六・四〇	爬虫類のもの			
	植物性前なめしをしたもの	A		
	その他のもの			
	染着色したもの			
	わに又はとかげのもの	A		
	その他のもの			
	その他のもの			